

## 「介護職員等特定処遇改善加算」の見える化について

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきまして、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において創設された加算です。加算額については、すべて職員の賃金改善に充当する必要があります。

「介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境等要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの**見える化**※を行っていること。

※「見える化」の要件について

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「介護サービスの情報公開」や事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

職場環境等要件の掲示について

当法人における賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容は次のとおりです。

分類	内 容
資 質 の 向 上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援</li> <li>・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> </ul>
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入</li> <li>・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</li> <li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li> <li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</li> <li>・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li> <li>・非正規職員から正規職員への転換</li> </ul>